

令和5年7月27日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 (6件)

- (1) 草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱の一部改正について
- (2) 草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱の一部改正について
- (3) 草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱の一部改正について
- (4) 草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部改正について
- (5) 定期監査の結果について
- (6) 寄付の受け入れ報告について

1. 1971 年 12 月 25 日，在北京市召开了“全国教育工作会议”。会议的主要任务是：总结 1958 年以来教育工作的经验教训，研究当前教育工作的方针、政策和措施，为 1972 年教育工作的顺利开展做好准备。

2. 会议认为，1958 年以来，我国教育事业在党的领导下，取得了巨大的成就。但是，在“左”的思想影响下，也出现了一些“左”的倾向，给教育事业造成了严重的损失。因此，必须认真总结经验教训，纠正“左”的倾向，使教育事业健康发展。

3. 会议决定，当前教育工作的方针是：坚持教育为无产阶级政治服务，教育与生产劳动相结合，使受教育者成为德智体全面发展的社会主义接班人。

4. 会议还决定，要切实加强党的领导，提高教育行政干部的政治素质和业务素质，努力办好人民满意的教育。

草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱の一部を改正する要綱

草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱（平成25年草津市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25人以内」を「30人以内」に改め、同条第2項第1号中「小学校長」の右に「または中学校長」を加え、同項第2号中「PTAを代表する者」を「小学生の保護者または中学生の保護者」に改め、同項第4号中「小学校指導主任代表」を「小学校給食主任または中学校給食主任」に改める。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱（平成25年教育委員会告示第12号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条（略） （懇談会の委員）</p> <p>第2条 懇談会委員は<u>30人以内</u>で開催する。</p> <p>2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。</p> <p>(1) 小学校長または<u>中学校長</u></p> <p>(2) <u>小学生の保護者または中学生の保護者</u></p> <p>(3) 滋賀県草津保健所から選出された者</p> <p>(4) <u>小学校給食主任または中学校給食主任</u></p> <p>(5) 学識経験を有する者</p> <p>(6) その他教育長が必要と認める者</p> <p>第3条～第4条（略） 付 則 この要綱は、平成25年7月1日から施行する</p> <p><u>付 則</u> この要綱は、令和 5年7月1日から施行する。</p>	<p>第1条（略） （懇談会の委員）</p> <p>第2条 懇談会委員は<u>25人以内</u>で開催する。</p> <p>2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。</p> <p>(1) 小学校長</p> <p>(2) <u>PTAを代表する者</u></p> <p>(3) 滋賀県草津保健所から選出された者</p> <p>(4) <u>小学校指導主任代表</u></p> <p>(5) 学識経験を有する者</p> <p>(6) その他教育長が必要と認める者</p> <p>第3条～第4条（略） 付 則 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p>

草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱の一部を改正する要綱

草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱（平成25年草津市教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童」の右に「および生徒」を加え、第2条第2項第1号中「小学校給食指導主任」を「小学校給食主任または中学校給食主任」に改め、同項第2号中「PTAを代表する者」を「小学生の保護者または中学生の保護者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱（平成25年教育委員会告示第13号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>児童および生徒</u></p> <p>(懇談会の委員)</p> <p>第2条 懇談会委員は10人以内で開催する。</p> <p>2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。</p> <p>(1) <u>小学校給食主任または中学校給食主任</u></p> <p>(2) <u>小学生の保護者または中学生の保護者</u></p> <p>(3) 学校栄養職員</p> <p>(4) その他教育長が必要と認める者</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 児童</p> <p>(懇談会の委員)</p> <p>第2条 懇談会委員は10人以内で開催する。</p> <p>2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。</p> <p>(1) <u>小学校給食指導主任</u></p> <p>(2) <u>PTAを代表する者</u></p> <p>(3) 学校栄養職員</p> <p>(4) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(5) その他教育長が必要と認める者</p>
<p>第3条～第4条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 5年7月1日から施行する。</u></p>	<p>第3条～第4条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p>

草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱の一部を改正する要綱
草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱（平成25年草津市教育委員会告示
第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「小学校給食指導主任」を「小学校給食主任または中学校給食主任」に改め、同項第2号中「PTAを代表する者」を「小学生の保護者または中学生の保護者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱（平成25年教育委員会告示第14号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条（略） （懇談会の委員）</p> <p>第2条 懇談会委員は10人以内で開催する。</p> <p>2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。</p> <p>(1) <u>小学校給食主任または中学校給食主任</u></p> <p>(2) <u>小学生の保護者または中学生の保護者</u></p> <p>(3) 学校栄養職員</p> <p>(4) <u>その他教育長が必要と認める者</u></p>	<p>第1条（略） （懇談会の委員）</p> <p>第2条 懇談会委員は10人以内で開催する。</p> <p>2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。</p> <p>(1) <u>小学校給食指導主任</u></p> <p>(2) <u>PTAを代表する者</u></p> <p>(3) 学校栄養職員</p> <p>(4) <u>学識経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>その他教育長が必要と認める者</u></p>
<p>第3条～第4条（略）</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年7月1日から施行する。</u></p>	<p>第3条～第4条（略）</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年7月1日から施行する。</p>

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する
要綱

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱（平成13年草津市教育委員会告示第23号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「団体登録証」を「第3条に定める草津市教育委員会社会教育関係団体登録申請書に記載した内容のうち、団体名、代表者名、代表者住所、事務所住所、連絡先および活動種類」に改め、同条第2項中「教育委員会は、」の右に「団体登録証の内容に係る事項の」を加える。

別記様式第6号を次のように改める。

付 則

様式第6号（第10条第1項関係）

年 月 日

草津市教育委員会 様

団体名 _____

代表者名 _____

登録内容変更申請書

このことについて、下記のとおり登録内容の変更を申請します。

記

1 変更項目 (変更内容に○を付けてください)		団体名 ・ 代表者名 ・ 代表者住所 事務所住所 ・ 連絡先 ・ 活動種類
2 変更内容	変更前	
	変更後	

*この欄は教育委員会が記入します。

* 団体登録証の返却	(あり・なし)
* 返 却 日	
* 登 録 番 号	

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年7月5日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新 要 綱	旧 要 綱
<p>第1条～第9条 (略) (登録団体の責務)</p> <p>第10条 登録団体は、<u>第3条に定める草津市教育委員会社会教育関係団体登録申請書に記載した内容のうち、団体名、代表者名、代表者住所、事務所住所、連絡先および活動種類</u>の内容に変更があったときは、直ちにその旨を登録内容変更申請書(別記様式第6号)により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 教育委員会は、<u>団体登録証の内容に係る事項</u>の変更承認を行ったときは、当該団体に変更承認通知書(別記様式第7号)により通知し、変更後の団体登録証を交付する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第5号 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略) (登録団体の責務)</p> <p>第10条 登録団体は、<u>団体登録証</u>の内容に変更があったときは、直ちにその旨を登録内容変更申請書(別記様式第6号)により教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 教育委員会は、変更承認を行ったときは、当該団体に変更承認通知書(別記様式第7号)により通知し、変更後の団体登録証を交付する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第11条～第12条 (略)</p> <p>別記様式第1号～別記様式第5号 (略)</p>

新 要 綱

別記様式第6号

様式第6号(第10条第1項関係)

草津市教育委員会 様

回 址 差

氏 名 差

登録内容変更申請書

このことについて、下記のとおり登録内容の変更を申請します。

1 変更種別 (変更内容に①を付けてください)	団体名・代表者・事務局(連絡先)
変更種別	
2 変更内容	
変更後	

*この欄は草津市教育委員会に記入します。

草津市教育委員会の印	年月日
草津市教育委員会 代表者	年 月 日
草津市教育委員会 事務局	年 月 日

別記様式第7号～別記様式第8号 (略)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年7月5日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市教育委員会の社

旧 要 綱

別記様式第6号

様式第6号(第10条第1項関係)

草津市教育委員会 様

年 月 日

申請者 姓 名 差

団体名

代表者名

電話番号

登録内容変更申請書

このことについて、下記のとおり登録内容の変更を申請します。

記

1 変更種別 (変更内容に①を付けてください)	団体名・代表者名
2 変更内容	変更前
	変更後
3 変更理由	

別記様式第7号～別記様式第8号 (略)

新 要 綱	旧 要 綱
<u>会教育関係団体の登録に関する要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。</u>	



草津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和5年7月14日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 中島 美 徳

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
子ども未来部	第 四 保 育 所 志 津 こ ど も 園 山 田 こ ど も 園 笠 縫 こ ど も 園
教育委員会	志 津 小 学 校 草 津 小 学 校 老 上 西 小 学 校 玉 川 小 学 校 笠 縫 東 小 学 校 草 津 中 学 校 新 堂 中 学 校

(2) 監査の時期 令和5年6月6日

(3) 監査の主眼

教育財産および園舎（施設や設備等）が適切に維持管理されているか（特に安全面）。また、学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックおよび保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則った適正な事務が執行されているかを中心に草津市監査委員監査基準に準拠し実施した。

(4) 監査の結果

教育財産および園舎（施設や設備等）の維持管理ならびに学校徴収金等および保育施設徴収金等の取扱い状況については概ね適正に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれない。

なお、軽微な事項については、口頭により改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：第四保育所

指摘事項

- ① 保育施設徴収金等の取扱いにおいて、毎月1回の残高確認で、その月に金銭の動きがないときは確認していない会計があったので、保育施設徴収金等に関する取扱ハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：志津こども園

意見・指摘事項

特になし

●監査対象：山田こども園

意見・指摘事項

特になし

●監査対象：笠縫こども園

意見・指摘事項

特になし

●監査対象：志津小学校

意見

- ① 近年の住宅開発に伴う児童数の増加により過大な規模となり、施設の手狭さや指導面のマネジメントを困難にするなど、教育活動の展開に支障が生じることが懸念される。子どもたちが、少しでも良好な学校生活を送れるよう、また、円滑な学校運営ができるよう施設の不具合箇所の早急な改善や老朽箇所への対応、また、人員配置についても配慮されるよう望むものである。

●監査対象：草津小学校

指摘事項

- ① 各会計簿には、会計を締めた際に校長・教頭・会計担当・学年担当の確認印（監査とのこと。）が押印してあったものの、ハンドブック上の監査は、総括責任者、出納責任者および会計担当者以外の2名以上で行うこととされているので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：老上西小学校

指摘事項

- ① スポーツ振興センター会計の出納簿がなかった。また、毎月1回の残高確認行為について、4月～12月分をまとめて確認し、各月の確認の調書を作成していたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：玉川小学校

指摘事項

- ① スポーツ振興センター会計について、決算書が作成されていなかった。また、毎月1回の残高確認について、複数の会計において複数月をまとめて行われていたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：笠縫東小学校

指摘事項

- ① スポーツ振興センター会計については、伝票および毎月1回の残高確認が行われていなかった。また、複数の会計において、毎月1回の残高確認が複数月まとめて行われていたので、学校徴収金等の取扱いについて、学校徴収金等に関する取扱いハンドブックに則り、適正な事務処理をするよう改善されたい。

●監査対象：草津中学校

指摘事項

- ① AEDの点検において、体育館設置の1台は10日以上点検できていないことが複数あったので、AEDの点検は、毎日、実施されるよう改善されたい。

●監査対象：新堂中学校

意見・指摘事項

特になし

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that proper record-keeping is essential for the integrity of the financial system and for the ability to detect and prevent fraud. The text also mentions the need for regular audits and the role of independent auditors in ensuring the reliability of the data.

2. The second part of the document focuses on the challenges of data security in a digital environment. It highlights the risks of data breaches and the potential consequences for individuals and organizations. The text discusses various security measures, such as encryption and access controls, and the importance of staying up-to-date with the latest security technologies and practices.

3. The third part of the document addresses the issue of data privacy. It discusses the rights of individuals to control their personal information and the obligations of organizations to protect this information. The text also touches on the impact of data privacy regulations, such as the GDPR, and the need for organizations to be transparent about their data handling practices.

4. The fourth part of the document discusses the ethical implications of data collection and analysis. It raises questions about the potential for discrimination and bias in algorithmic decision-making and the importance of ensuring that data is used in a fair and responsible manner. The text also mentions the need for ongoing dialogue and collaboration between stakeholders to address these ethical concerns.

5. The final part of the document provides a summary of the key points discussed and offers some recommendations for organizations looking to improve their data management practices. It emphasizes the need for a holistic approach that considers both technical and human factors in the design and implementation of data systems.

寄付受け入れ報告

寄 付 品 目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
LCDデジタル顕微鏡	3	54,000	162,000	草津市野路1丁目12番11号	令和5年	志津小学校
大型実験用てこ	1	24,000	24,000	507号	6月16日	
振り子実験機	1	35,000	35,000	公益財団法人深尾理工教育		
水槽セット	8	11,500	92,000	振興財団		
筋肉構造模型	2	30,000	60,000			
鉄製スタンド	3	28,000	84,000			
小計			457,000			
生物顕微鏡	10	49,000	490,000	草津市野路1丁目12番11号	令和5年	松原中学校
				507号	6月16日	
				公益財団法人深尾理工教育		
				振興財団		
小計			490,000			
図書	20	1,650	33,000	草津市野路1丁目16番13号	令和5年	各小中学校
				405	7月19日	
				認定NPO法人 くさつ未来		
小計			33,000	プロジェクト		
合計			980,000			

實地人員訪談

編號	姓名	職稱	性別	年齡	學歷	服務年資
訪談一	張三	主任	男	45	大學	15
		副主任	男	40	大學	10
		專任	男	35	大學	5
		專任	女	30	大學	3
		專任	男	25	大學	1
訪談二	李四	主任	男	50	大學	20
		副主任	女	45	大學	15
		專任	男	40	大學	10
		專任	女	35	大學	5
訪談三	王五	主任	男	55	大學	25
		副主任	女	50	大學	20
		專任	男	45	大學	15